

J P 労組 第 3 2 号
2 0 0 8 年 1 月 3 1 日

日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長
西川 善文 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 山口 義和

2008 年総合的労働条件改善に関する要求書

2007 年 10 月の民営・分社化以降、各職場では要員が不足する中、社員の超過勤務等の協力により業務運行を支えている。この社員の労苦に報い、事業の発展に欠かすことのできない社員のモチベーションを高めるために処遇の大幅な改善は喫緊の課題となっている。

私たち J P 労組は、1 月 2 9 日から 3 0 日にかけて第 1 回中央委員会を開催し、正規(非正規)社員の賃金水準等の改善を柱とした 2 0 0 8 春季生活闘争の取り組み方針を確認した。

具体的には、公社時代から残存する人事院勧告による官民格差分として、企業規模 50 人以上の 1 万社を超える給与の実態調査に基づき明らかとなった 2007 年 4 月時点における賃金格差 0.35% (1,352 円)分、同じく年間一時金の格差 0.1 月分、の解消は、企業の生命線である優秀な人材を確保する上で不可欠であり、早急な改善が求められるものである。

また、ワーキング・プアに象徴されるように正規社員と比べ、低位な処遇におかれている非正規社員の処遇改善は、企業の社会的責任として重点改善を図っていかねばならない。

以下のとおり、J P 労組は改善基調にある他の民間企業と比べ、依然として低位にある郵政職場の処遇改善を求めるので、誠意ある回答を速やかにされたい。

記

1. 賃金水準等の改善について

- (1) 2008年4月1日現在の基準内賃金を一人平均「1,500円」引き上げること。
- (2) 一時金の年間支給月を「4.5月」とすること。
- (3) 通勤手当を改善すること。

2. 期間雇用社員の処遇改善について

- (1) 月給制契約社員の基本月額を「1,000円」引き上げること。
- (2) 時給制契約社員等の地域別基準額を「20円」引き上げること。
- (3) アルバイト社員の給与支給は、「日払い」や「週払い」ができるようにすること。
- (4) 自転車等の通勤費についても正規社員と同様の水準とすること。
- (5) 正規社員と同様にユニフォームを貸与すること。
- (6) 労働災害の休業補償については、労災保険による補償が適用されるまでの3日間についても、平均賃金の100分の80を補償すること。
- (7) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」については、正規社員同様「有給」とすること。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) 一日の所定労働時間を7時間45分に短縮すること。
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」に引き上げること。また、休日労働に対する割増は「100分の40」、深夜労働に対する割増は「100分の30」にそれぞれ引き上げること。
- (3) 三六協定の年間受結の趣旨を踏まえ、計画的な協定締結に努め中途での再締結は求めないこと。
- (4) 有給休暇の取得促進を図るため、正規社員以外の社員についても計画休暇制度を導入すること。
- (5) 不払い残業を撲滅するため勤務時間管理を徹底すること。
- (6) 裁判員制度の導入に伴い、裁判員候補者および裁判員として裁判所に出頭する場合は、その必要な日数を有給の特別休暇として付与すること。
- (7) 育児および介護休業の対象期間を拡大すること。また、短時間勤務制度を導入すること。
- (8) 配偶者出産休暇については、時間単位の取得も可能とすること。

4 . その他

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。**
- (2) 社宅制度とリンクした持ち家促進施策を設けること。**

以上

J P 労組 第 3 3 号
2 0 0 8 年 1 月 3 1 日

郵便事業株式会社
代表取締役会長
北村 憲雄 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 山口 義和

2008 年総合的労働条件改善に関する要求書

2007 年 10 月の民営・分社化以降、各職場では要員が不足する中、社員の超過勤務等の協力により業務運行を支えている。この社員の労苦に報い、事業の発展に欠かすことのできない社員のモチベーションを高めるために処遇の大幅な改善は喫緊の課題となっている。

私たち J P 労組は、1 月 2 9 日から 3 0 日にかけて第 1 回中央委員会を開催し、正規(非正規)社員の賃金水準等の改善を柱とした 2 0 0 8 春季生活闘争の取り組み方針を確認した。

具体的には、公社時代から残存する人事院勧告による官民格差分として、企業規模 50 人以上の 1 万社を超える給与の実態調査に基づき明らかとなった 2007 年 4 月時点における賃金格差 0.35% (1,352 円)分、同じく年間一時金の格差 0.1 月分、の解消は、企業の生命線である優秀な人材を確保する上で不可欠であり、早急な改善が求められるものである。

また、ワーキング・プアに象徴されるように正規社員と比べ、低位な処遇におかれている非正規社員の処遇改善は、企業の社会的責任として重点改善を図っていかねばならない。

以下のとおり、J P 労組は改善基調にある他の民間企業と比べ、依然として低位にある郵政職場の処遇改善を求めるので、誠意ある回答を速やかにされたい。

記

1. 賃金水準等の改善について

- (1) 2008年4月1日現在の基準内賃金を一人平均「1,500円」引き上げること。
- (2) 一時金の年間支給月を「4.5月」とすること。
- (3) 通勤手当を改善すること。

2. 期間雇用社員の処遇改善について

- (1) 月給制契約社員の基本月額を「1,000円」引き上げること。
- (2) 時給制契約社員等の地域別基準額を「20円」引き上げること。
- (3) アルバイト社員の給与支給は、「日払い」や「週払い」ができるようにすること。
- (4) 自転車等の通勤費についても正規社員と同様の水準とすること。
- (5) 正規社員と同様にユニフォームを貸与すること。
- (6) 労働災害の休業補償については、労災保険による補償が適用されるまでの3日間についても、平均賃金の100分の80を補償すること。
- (7) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」については、正規社員同様「有給」とすること。

3. 短時間社員の処遇改善について

- (1) 月例賃金を平均「1,000円」引き上げること。
- (2) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」「父母の祭日」「配偶者の出産」については、正規社員同様「有給」とすること。

4. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) 一日の所定労働時間を7時間45分に短縮すること。
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」に引き上げること。また、休日労働に対する割増は「100分の40」、深夜労働に対する割増は「100分の30」にそれぞれ引き上げること。
- (3) 三六協定の年間妥結の趣旨を踏まえ、計画的な協定締結に努め中途での再締結は求めないこと。
- (4) 有給休暇の取得促進を図るため、正規社員以外の社員についても計画休暇制度を導入すること。
- (5) 不払い残業を撲滅するため勤務時間管理を徹底すること。
- (6) 裁判員制度の導入に伴い、裁判員候補者および裁判員として裁判所に出

- 頭する場合は、その必要な日数を有給の特別休暇として付与すること。
- (7) 育児および介護休業の対象期間を拡大すること。また、短時間勤務制度を導入すること。
 - (8) 配偶者出産休暇については、時間単位の取得も可能とすること。

5. その他

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。
- (2) 社宅制度とリンクした持ち家促進施策を設けること。

以上

J P 労組 第 3 4 号
2 0 0 8 年 1 月 3 1 日

郵便局株式会社
代表取締役会長
川 茂 夫 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 山口 義和

2008 年総合的労働条件改善に関する要求書

2007 年 10 月の民営・分社化以降、各職場では要員が不足する中、社員の超過勤務等の協力により業務運行を支えている。この社員の労苦に報い、事業の発展に欠かすことのできない社員のモチベーションを高めるために処遇の大幅な改善は喫緊の課題となっている。

私たち J P 労組は、1 月 2 9 日から 3 0 日にかけて第 1 回中央委員会を開催し、正規(非正規)社員の賃金水準等の改善を柱とした 2 0 0 8 春季生活闘争の取り組み方針を確認した。

具体的には、公社時代から残存する人事院勧告による官民格差分として、企業規模 50 人以上の 1 万社を超える給与の実態調査に基づき明らかとなった 2007 年 4 月時点における賃金格差 0.35% (1,352 円) 分、同じく年間一時金の格差 0.1 月分、の解消は、企業の生命線である優秀な人材を確保する上で不可欠であり、早急な改善が求められるものである。

また、ワーキング・プアに象徴されるように正規社員と比べ、低位な処遇におかれている非正規社員の処遇改善は、企業の社会的責任として重点改善を図っていかねばならない。

以下のとおり、J P 労組は改善基調にある他の民間企業と比べ、依然として低位にある郵政職場の処遇改善を求めるので、誠意ある回答を速やかにされたい。

記

1. 賃金水準等の改善について

- (1) 2008年4月1日現在の基準内賃金を一人平均「1,500円」引き上げること。
- (2) 一時金の年間支給月を「4.5月」とすること。
- (3) 通勤手当を改善すること。

2. 期間雇用社員の処遇改善について

- (1) 月給制契約社員の基本月額を「1,000円」引き上げること。
- (2) パートタイマー等の地域別基準額を「20円」引き上げること。
- (3) アルバイト社員の給与支給は、「日払い」や「週払い」ができるようにすること。
- (4) 自転車等の通勤費についても正規社員と同様の水準とすること。
- (5) 正規社員と同様にユニフォームを貸与すること。
- (6) 労働災害の休業補償については、労災保険による補償が適用されるまでの3日間についても、平均賃金の100分の80を補償すること。
- (7) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」については、正規社員同様「有給」とすること。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) 一日の所定労働時間を7時間45分に短縮すること。
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」に引き上げること。また、休日労働に対する割増は「100分の40」、深夜労働に対する割増は「100分の30」にそれぞれ引き上げること。
- (3) 三六協定の年間受結の趣旨を踏まえ、計画的な協定締結に努め中途での再締結は求めないこと。
- (4) 有給休暇の取得促進を図るため、正規社員以外の社員についても計画休暇制度を導入すること。
- (5) 不払い残業を撲滅するため勤務時間管理を徹底すること。
- (6) 裁判員制度の導入に伴い、裁判員候補者および裁判員として裁判所に出頭する場合は、その必要な日数を有給の特別休暇として付与すること。
- (7) 育児および介護休業の対象期間を拡大すること。また、短時間勤務制度を導入すること。
- (8) 配偶者出産休暇については、時間単位の取得も可能とすること。

4 . その他

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。**
- (2) 社宅制度とリンクした持ち家促進施策を設けること。**

以上

J P 労組 第 3 5 号
2 0 0 8 年 1 月 3 1 日

株式会社 ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役会長
古川 治次 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 山口 義和

2008 年総合的労働条件改善に関する要求書

2007 年 10 月の民営・分社化以降、各職場では要員が不足する中、社員の超過勤務等の協力により業務運行を支えている。この社員の労苦に報い、事業の発展に欠かすことのできない社員のモチベーションを高めるために処遇の大幅な改善は喫緊の課題となっている。

私たち J P 労組は、1 月 2 9 日から 3 0 日にかけて第 1 回中央委員会を開催し、正規(非正規)社員の賃金水準等の改善を柱とした 2 0 0 8 春季生活闘争の取り組み方針を確認した。

具体的には、公社時代から残存する人事院勧告による官民格差分として、企業規模 50 人以上の 1 万社を超える給与の実態調査に基づき明らかとなった 2007 年 4 月時点における賃金格差 0.35% (1,352 円) 分、同じく年間一時金の格差 0.1 月分、の解消は、企業の生命線である優秀な人材を確保する上で不可欠であり、早急な改善が求められるものである。

また、ワーキング・プアに象徴されるように正規社員と比べ、低位な処遇におかれている非正規社員の処遇改善は、企業の社会的責任として重点改善を図っていかねばならない。

以下のとおり、J P 労組は改善基調にある他の民間企業と比べ、依然として低位にある郵政職場の処遇改善を求めるので、誠意ある回答を速やかにされたい。

記

1. 賃金水準等の改善について

- (1) 2008年4月1日現在の基準内賃金を一人平均「1,500円」引き上げること。
- (2) 一時金の年間支給月を「4.5月」とすること。
- (3) 通勤手当を改善すること。

2. 期間雇用社員の処遇改善について

- (1) 月給制契約社員の基本月額を「1,000円」引き上げること。
- (2) 時給制契約社員等の地域別基準額を「20円」引き上げること。
- (3) アルバイト社員の給与支給は、「日払い」や「週払い」ができるようにすること。
- (4) 自転車等の通勤費についても正規社員と同様の水準とすること。
- (5) 正規社員と同様にユニフォームを貸与すること。
- (6) 労働災害の休業補償については、労災保険による補償が適用されるまでの3日間についても、平均賃金の100分の80を補償すること。
- (7) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」については、正規社員同様「有給」とすること。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) 一日の所定労働時間を7時間45分に短縮すること。
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」に引き上げること。また、休日労働に対する割増は「100分の40」、深夜労働に対する割増は「100分の30」にそれぞれ引き上げること。
- (3) 三六協定の年間妥結の趣旨を踏まえ、計画的な協定締結に努め中途での再締結は求めないこと。
- (4) 有給休暇の取得促進を図るため、正規社員以外の社員についても計画休暇制度を導入すること。
- (5) 不払い残業を撲滅するため勤務時間管理を徹底すること。
- (6) 裁判員制度の導入に伴い、裁判員候補者および裁判員として裁判所に出頭する場合は、その必要な日数を有給の特別休暇として付与すること。
- (7) 育児および介護休業の対象期間を拡大すること。また、短時間勤務制度を導入すること。
- (8) 配偶者出産休暇については、時間単位の取得も可能とすること。

4 . その他

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。
- (2) 社宅制度とリンクした持ち家促進施策を設けること。

以上

J P 労組 第 3 6 号
2 0 0 8 年 1 月 3 1 日

株式会社かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長
進 藤 丈 介 殿

日本郵政グループ労働組合
中央執行委員長 山口 義和

2008 年総合的労働条件改善に関する要求書

2007 年 10 月の民営・分社化以降、各職場では要員が不足する中、社員の超過勤務等の協力により業務運行を支えている。この社員の労苦に報い、事業の発展に欠かすことのできない社員のモチベーションを高めるために処遇の大幅な改善は喫緊の課題となっている。

私たち J P 労組は、1 月 2 9 日から 3 0 日にかけて第 1 回中央委員会を開催し、正規(非正規)社員の賃金水準等の改善を柱とした 2 0 0 8 春季生活闘争の取り組み方針を確認した。

具体的には、公社時代から残存する人事院勧告による官民格差分として、企業規模 50 人以上の 1 万社を超える給与の実態調査に基づき明らかとなった 2007 年 4 月時点における賃金格差 0 . 35 % (1 , 352 円) 分、同じく年間一時金の格差 0 . 1 月分、の解消は、企業の生命線である優秀な人材を確保する上で不可欠であり、早急な改善が求められるものである。

また、ワーキング・プアに象徴されるように正規社員と比べ、低位な処遇におかれている非正規社員の処遇改善は、企業の社会的責任として重点改善を図っていかねばならない。

以下のとおり、J P 労組は改善基調にある他の民間企業と比べ、依然として低位にある郵政職場の処遇改善を求めるので、誠意ある回答を速やかにされたい。

記

1. 賃金水準等の改善について

- (1) 2008年4月1日現在の基準内賃金を一人平均「1,500円」引き上げること。
- (2) 一時金の年間支給月を「4.5月」とすること。
- (3) 通勤手当を改善すること。

2. 期間雇用社員の処遇改善について

- (1) 月給制契約社員の基本月額を「1,000円」引き上げること。
- (2) 時給制契約社員等の地域別基準額を「20円」引き上げること。
- (3) アルバイト社員の給与支給は、「日払い」や「週払い」ができるようにすること。
- (4) 自転車等の通勤費についても正規社員と同様の水準とすること。
- (5) 正規社員と同様にユニフォームを貸与すること。
- (6) 労働災害の休業補償については、労災保険による補償が適用されるまでの3日間についても、平均賃金の100分の80を補償すること。
- (7) 無給の休暇となっている「骨髄移植に伴う検査・入院」「分娩」「育児時間」「子の看護」については、正規社員同様「有給」とすること。

3. ワーク・ライフ・バランスの実現について

- (1) 一日の所定労働時間を7時間45分に短縮すること。
- (2) 時間外労働に対する割増は「100分の30」に引き上げること。また、休日労働に対する割増は「100分の40」、深夜労働に対する割増は「100分の30」にそれぞれ引き上げること。
- (3) 三六協定の年間妥結の趣旨を踏まえ、計画的な協定締結に努め中途での再締結は求めないこと。
- (4) 有給休暇の取得促進を図るため、正規社員以外の社員についても計画休暇制度を導入すること。
- (5) 不払い残業を撲滅するため勤務時間管理を徹底すること。
- (6) 裁判員制度の導入に伴い、裁判員候補者および裁判員として裁判所に出頭する場合は、その必要な日数を有給の特別休暇として付与すること。
- (7) 育児および介護休業の対象期間を拡大すること。また、短時間勤務制度を導入すること。
- (8) 配偶者出産休暇については、時間単位の取得も可能とすること。

4 . その他

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。
- (2) 社宅制度とリンクした持ち家促進施策を設けること。

以上